

農林水第54号  
技管第107号  
監第207号  
土技第127号

令和3年(2021年)6月18日

農林水産部 各課長  
土木部 各課長  
関係各出先機関長  
各広域本部農林(水産)部長  
各広域本部土木部長  
各地域振興局農林部長  
各地域振興局土木部長

様

農林水産部  
農林水産政策課長  
技術管理課長  
土木部  
監理課長  
土木技術管理課長

余裕期間を見込んだ早期契約制の一部改正及び運用について(通知)

このことについて、平成26年1月20日付け農計技管第428号及び土技第463号で農林水産部及び土木部関係機関長に通知し、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行に活用いただいているところですが、この度、下記のとおり一部改正し運用することとし、令和3年7月1日以降の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用しますので通知します。

今後、「令和2年豪雨災害復旧事業」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の工事発注が本格化し、入札不調の増加が懸念されますので、本制度の積極的な活用を御配慮願います。

なお、各広域本部土木部におかれましては、管内市町村への参考送付をお願いします。

#### 記

1. 受注者の工事施工体制の整備を図り、もって事業の円滑な施工を確保するため、建設資材、労働力確保等を事前に計画的に準備するための余裕期間を見込んだ早期契約制を採用することができることとする。
2. 1の余裕期間を見込んだ早期契約制の運用については、次によるものとする。
  - (1) 以下において、次に掲げた用語は、それぞれに定めるところによる。
    - ア 工期：余裕期間と実工事期間の合計で始期と終期を明示したもの。
    - イ 実工事期間：実際に工事を施工するために要する期間で準備期間と跡片付け期間を含めたもの。
  - (2) 契約工期は、発注者が示した余裕期間内で受注者が工事開始日(工事の始期)を選択し、余裕期間に発注者が示した実工事期間を加えたものとする。  
余裕期間は契約工期の初日から受注者が選択した工事開始日までの間となる。※「任意着手方式」という。(参考資料参照)
  - (3) 発注者(熊本県会計規則第2条第7号に規定する契約担当者をいう。)は、契約ごとに3か月を超えない範囲内で余裕期間を設けることができる。
  - (4) 発注者は、あらかじめ工期を指定する。

- (5) 余裕期間内は、現場代理人及び技術者の設置を要しない。
- (6) 実工事期間内の準備期間は、現場代理人の常駐及び技術者の専任を要しない。
- (7) 受注者は落札決定後5日以内に工事開始日を余裕期間内で選択し、契約関係書類と併せて、入札・契約担当課に「工事開始日通知書」を提出する。  
なお、契約締結後に工事開始日の変更の必要が生じた場合は、「工事開始日変更協議書」を施工担当課へ提出し、工期に係る契約を変更する。

- (8) 入札参加者への周知  
次のとおり記載すること。

①入札公告のその他、指名競争入札通知書及び見積依頼通知書

この工事は、余裕期間〇日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事開始日を選択する「任意着手方式」としている。

②特記仕様書（現場説明書）

工 期：契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇日まで（××日間）

- (1) 上記工期には、余裕期間〇日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事開始日を選択する「任意着手方式」としている。任意着手方式では、余裕期間以外の期間（実工事期間）は変わらず、工事開始日により工期末が決定するので注意すること。  
なお、余裕期間内の現場代理人及び技術者の設置は要しないものとする。  
また、契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事開始日を通知すると共に、契約後、契約約款第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するものとする。
- (2) 余裕期間内における資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
- (3) 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、別記様式により、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事着手できるものとする。

- (9) 発注者は、余裕期間を設けることにより繰越が生じないよう配慮すること。

《主な改正点》

2. (2) (7) (8) の内容を追加

平成26年1月20日通知（別添参考1）の2. (6) を削除